

## 障害年金をご存じですか？

「将来、年金がもらえるかどうか分からないから年金の保険料を払いたくない!」という若い人の言葉をよく耳にします。「年金」という言葉を聞いて頭に真っ先に思い浮かぶのは、お年寄りがもらっているいわゆる「老齢年金」のことではないでしょうか。

歳をとり働けなくなった時に、所得にかわるものとして「老齢年金」が国から支給されますが、私たちが受給できる年金はこれだけではありません。一家の大黒柱が亡くなった時には、残された家族が生活できるように「遺族年金」が支給されますし、若くして（老齢年金をもらえる歳ではないという意味です）

### 障害年金の種類

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金の2種類があります。障害基礎年金には1級と2級、障害厚生年金には1級、2級、3級と障害手当金があります。障害厚生年金の2級以上に該当すれば、障害基礎年金も同時にもらうことができます。

支給を受ける際、自分がどの障害年金に該当するかは、最初に病院へ行った日（初診日といいます）

### 保険料納付要件

障害年金を受給するためにはいくつかの条件（納付要件といいます）があり、原則初診日の月の前々月から遡って年金保険料を納めなければならない月数の3分の2の保険料を払っていなければなりません。ただし、令和8年3月31日までの特例として、初診日の

### 障害認定日

初診日から1年6か月経った日を「障害認定日」といいます。原則障害認定日を過ぎてからでないと障害年金の申請ができません。会社に勤務中の方が病気のため休職すると傷病手当金を受給できますが、受給期

●経営労務サポートオフィスぶどうの樹 代表  
NPO法人 おとなのキャリア支援室 副理事長

社会保険労務士  
医療労務コンサルタント  
キャリアコンサルタント  
ハラスメント防止コンサルタント

森 千晴



病気やケガで働くことができなくなってしまった時には「障害年金」が支給されます。

「今まで病気やケガをしたことがないし、民間の医療保険をかけているからそんな心配はいらない」と言う方もいらっしゃいますが、果たしてそうでしょうか？今、日本人の2人に1人が「がん」を患うと言われており、うつ病も含め精神疾患で働けない人も増えています。そのような状態になってしまってから、年金の保険料を払っておけば良かった…と後悔しても後の祭りです。そこで今回は、万一の場合の備えとしての「障害年金」についてお話しします。

にどの年金制度に加入していたかで決まります。会社に勤務している期間に体調が悪くなり病院へ行ったのであれば、その後会社を退職し現在は国民年金に加入中であっても、障害厚生年金が支給されます。このため、サラリーマンの方は退職前に健康診断をして、要検査の項目があれば病院を受診されることをお勧めします。

月の前々月から遡って直近1年間に保険料の未納がなければ、保険料の納付要件は満たされます。また、初診日が20歳より前であれば保険料の納付要件は問われません。

間は1年6か月となっていますので、傷病手当金ももらい終わってもまだ病気やケガが治らないようであれば、障害年金の申請をするというイメージです。

### 障害年金の金額

障害年金の金額は以下のように決められています。

		障害の程度				
		1級	2級	3級		
厚生年金(2階)	障害厚生年金(1級)	報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金(2級)	報酬比例の年金額*1	障害厚生年金(3級)	報酬比例の年金額*3
	配偶者の加給年金*2		配偶者の加給年金*2		障害手当金*4	
国民年金(1階)	障害基礎年金(1級)	977,125円	障害基礎年金(2級)	781,700円		
	子の加算*2		子の加算*2			

※1 平均標準報酬月額、平均標準報酬額に基づいて計算されます  
 ※2 配偶者の加給年金額 224,900円  
 子の加算額 224,900円 子3人目から1人につき 75,000円  
 ※3 最低保証 586,300円  
 ※4 報酬比例の年金額の2倍を一時金として支給 最低保証 1,172,600円

出所：日本年金機構 障害年金ガイド 令和2年度版 より

### 障害認定基準

国は障害の程度を「障害認定基準」で定めており、「障害認定日」における病気やケガの状態がこれに該当すれば、障害年金をもらうことができます。ところが、医師に障害年金の診断書作成をお願いしたところ、「障害年金は寝たきりのような人しかもらえないので、診断書は書けません」と言われ、困って相談にいらっしゃるケースもあります。

障害の程度が1級とは、他人の介助を受けなければ日常生活がほとんどできないほどの障害の状態です。障害の程度が2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。障害の程度が3級とは、労働が著しい制限を受ける、

または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態で、日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が該当します。このように、寝たきりでなくても障害年金を受給できるケースは少なくないため、医師に直接「障害認定基準」をお見せし、ご理解いただくようにしています。

また、「障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」があれば、自動的に障害年金をもらえると思っ

### 初診日の証明

最初に受診した病院と現在受診している病院が違うことも多くあります。先に述べましたが、どの年金がもらえるかは初診日で決まるので、最初に受診した

病院に「受診状況等証明書」の作成を依頼し、初診日を証明してもらう必要があります。

### さいごに

がん、うつ病、人工透析、心臓病、難病など、あらゆる病気やケガが障害年金の対象になりますが、発病から現在までの病歴を記載する「病歴就労状況

等申立書」の作成など、障害年金の申請はとても煩雑です。申請が難しいと思ったら、あきらめずに社会保険労務士にご相談ください。

### Profile

森 千晴(もり ちはる)

●社会保険労務士  
医療労務コンサルタント  
キャリアコンサルタント  
ハラスメント防止コンサルタント

経営労務サポートオフィスぶどうの樹 代表

NPO法人 おとなのキャリア支援室 副理事長

HP: <http://www.sr-medical.jp>

HP: <https://www.otokyari.com>  
〒500-8847 岐阜市金宝町2丁目5番地  
058-262-8122  
c.mori885@gifu-syarousi.or.jp

医療・介護関係の事業場の労務管理を専門に行う傍ら障害年金の申請にも力を入れている。社会保険労務士として会社が成長するお手伝いを、キャリアコンサルタントとして従業員に会社で生き生きと働いてもらうためのキャリア研修やキャリア相談を行っている。また、ハラスメント防止コンサルタントとしてハラスメント社外窓口を受託、ハラスメント研修にも登壇している。